

3. 根本で始まった潜水器採鮑漁と森一族

『長尾村誌』には「…採鮑の利決して尠少にあらず三所とも變革多く其間紛議訴訟も無きにあらざりき而して其近因を成せしは實に潜水器械の使用にあり潜水業の嚆矢は横濱の人増田萬吉にありといふ明治九年森清吉郎同人に依托し採鮑に試みしに其利舊に倍するを知り砂取と共同し十二年一月採鮑營業出願全年二月八日認可せられたり九月又新機壺臺購入する十五年七月布良浦に於ても潜水器採鮑を為すに至り十六年一月根本砂取各一臺を用ゐて營業し以て今日に及べり當時潜水夫は増田萬吉をして親しく傳習を受けたなり（増田萬吉へは報酬百円を贈れり）爾來斯業に従事する者續出し今や潜水漁撈の外沈没船引上に築港工事に其足跡全國に普く遠く海外に發展する勢あり而して是等従事者の送金年々拾萬圓無んとす。…」とあるが、思ったほど潜水器採鮑業について詳しい記載がなされていないのは当時、鮑漁の最新漁法への功罪認識がまだなかったからかもしれない。

また、『砂取区有文書』（館山市立博物館蔵）には、1912（大正元）年の根本と布良の海岸線境界問題の行政裁判に提出した資料のなかに、「潜水器採鮑業ニ付砂取浦が創業以来今日迄營業シ来リシ来歴 一、明治十一年四月砂取浦及根本浦ハ共同シテ潜水器械ヲ以テ鮑採リノ事ヲ企テ之ガ試験ノ爲メ横浜ヨリ潜水人増田萬吉ヲ雇入レ浦人ニ潜水術ヲ伝習セシメタリ（増田ノ札状一札ニ明ナリ） 一、明治十二年一月潜水器械採鮑營業ネガフ砂取浦根本村共同ニ砂取浦海面ニ於テ營業セントノ出願ヲ為シ許可ヲ得タリ 但シ根本海ニ於テ營業セントスルニ入會ナル布良ノ承諾ヲ要スルヲ以テ單ニ砂取ニ於テノ之營業ヲ為シタリ…」とある。

さらに、安房郡の鮑漁業の概略について岸上鎌吉編『大正三年安房郡水産沿革史』（安房郡水産組合 大正3年）の『鮑漁業ノ沿革』をみると、「…明治十一年潜水器械ヲ利用シ採鮑スルヲ初ム爾來三四年ヲ經テ該器械ノ利用各浦トモ大ニ流行シ臺數等ノ制限ナク頻リニ之レヲ用ルニ至ル明治十九年一月千葉縣ハ潜水器械採鮑規則ヲ發布セラレタルモ各浦ハ競テ之レカ酷捕濫獲ヲ爲ス故ニ千葉縣ハ明治二十一年二月潜水器械ヲ使用スルハ十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄禁止スト縣令第十六號ヲ發布セラレ使用期間四月一日ヨリ十月三十日限リト定メタリ然レトモ稚鮑採捕ノ制限ナキカ故ニ稚鮑ノ採捕甚シキモノアリ…」と記載されている。

それ以来近年まで、房総の潜水器採鮑漁業の歴史は描かれていなかったが、丹念に掘り起こし調査研究した大場俊雄は、『房総の潜水器漁業史』（崙書房ふるさと文庫 1993年）にまとめ、その漁業の起源を次のように概略している。1877（明治10年）年、館山・八幡村の鍛冶屋菊次郎は横浜在住の藤屋松五郎から、横浜で水中作業に潜水器が使用されていると聞いた。そのことを今度は根本村の森精吉郎が聞き、潜水器を採鮑に応用できないか思い立った。さっそく周旋人の椎名可信に頼み、潜水人増田萬吉に潜水器での採鮑を打診し、増田は8月横浜から根本の精吉郎宅に出向いて、森惣右衛門や加藤五郎の実験参加や約定を締結した。潜水器での採鮑実験は翌年4月29日から7月21日まで行われ、結果は良好であった。採鮑事業としての見込みがあると判断した森精吉郎は、6月19日にシーベゴルマンの潜水器械1台を横浜のハドソン商会から650円で購入し、6月26日から本格的に採鮑事業を着手していった。

潜水技術者には潜水夫と船上で命綱を扱う綱夫、潜水ポンプを操作するポンプ押し夫が必要であり、7月にはさっそく株主の費用で、根本村の林文蔵と小谷治郎平の二人が増田萬吉から潜水術の伝習（稽古）を受けたという。潜水器採鮑業の株主兼発起人は根本村の森精吉郎と森惣右衛門、滝口村の加藤五郎と金井利平で、その許可のもと1879（明治12）年まで12名が訓練するが、その出身はすべて根本村や滝口村在住のものであった。海底の危険な水中作業者は船上で命綱を扱い、ポ

ンブ押しするものに命を預けているので、信頼のおける肉親や血縁関係、同じ村という地縁のうえに信頼のおける人物がいての潜水器採鮑業であった。

潜水術の伝習にあたって株主兼発起人と厳しい約束事が交わされ、稽古や出稼ぎのなかで約束を破った場合は厳しい制裁と罰金が課せられていた。増田萬吉と根本の人びととの出会いによって創始された潜水器採鮑漁は、根本・滝口両村で潜水夫や船上での綱夫が次々に養成され、全国で潜水器の台数が増加すると、瞬く間に潜水夫が求められ全国に広がっていったのである。

このように根本での潜水器による採鮑漁は、清三郎など森一族が関わり、とくに本家大屋の「森惣右衛門」の存在は大きかった。清三郎から源之助宛への書簡に「…十九年十月三十日同院ニ於テ死去被成…」と、清三郎の兄である森惣右衛門の死亡が明治 19 年 10 月 30 日とあったが、墓碑には「明治 18 年 10 月 23 日俗名惣右衛門行年四十八才」と、なぜ日付が違っているのか。その後も森惣右衛門の名前はでてくるので確認すると、1887 (明治 20) 年の小谷種次から森惣右衛門宛 5 月 13 日付書簡【269】のなかに、「…且又金子御尽力被下、千万難有御礼申上候…乍恐今式円程御都合被下度、別紙受取書相添…」とある。そして、翌日の日付で「小谷一作代小谷種治より森惣左衛門宛の 5 月 14 日付「森惣右衛門江用立受取証」【D21】には「証 一、金式円也 右之金、森惣右衛門殿江用立金之内、慥ニ受取申候也、安房郡茂名村 小谷一作代小谷種治 明治廿年五月十四日 根本村 森惣左衛門殿」とあり、明治 20 年に森惣右衛門からの用立金を根本村森惣左衛門が受取ったとあった。明治 18 年に亡くなった森家大屋の森惣右衛門と、同名の人物がいるようだ。

その後、根本の森家大屋はどうなったのだろうか。墓碑に刻まれた「森たか」という女性が存在する。清三郎の砂取村加藤五郎宛の 1887 (明治 20) 年 10 月 15 日付「金円借用証」【D34】には、「金円借用証 一、金式拾円也 但シ、利子壹ケ月金式十円ニ付金二十五銭割合也 右之金額、拙者無抛要用有之、借用候處確實也、返済之期ハ、来ル二十一年十二月二十日限り、元利共屹度返弁可仕候、若シ其時ニ至リ返済相成難節ハ、保証人ニ於テ引受弁金可仕候、後日之為メ借用証依テ如件、明治廿年十月十五日安房郡根本村 借用人森たか 同郡同村 保証人小谷清三郎 同郡砂取村 加藤五郎殿」と、ここに「借用人森たか」が出てくる。借用証から 1885 (明治 18) 年に森惣右衛門が亡くなると、その後、森家大屋の潜水器採鮑業では営業人となっているので、家督は墓碑にある「多賀」、つまり「たか」が受継いだのだろう。そうすると大屋の家督を持っていない同名の森惣右衛門がいたようで、水産伝習所時代の仲治郎が清三郎に宛てた 1 月 14 日付書簡【79】には、「…加島様への返事大至急願上候、惣右衛門殿宅迄手紙御遣し被下度候…」とあり、明治 24 年 1 月東京には森惣右衛門宅があったことになる。

次に清三郎とは強い繋がり「森惣左衛門」を見てみる。潜水器採鮑業の営業開設に伴う平野平右衛門宛ての 1886 (明治 18) 年の「定約書」がある。その内容には「鮑採器械営業開 [設ニ付] 為取換定約書 一、今般我等官許ヲ蒙リ、英国製潜水器械ヲ以テ、村方地先磯根ニ於テ、鮑採営業相開候付、約定左ニ、一、一日生鮑採揚高百貫目以上 六分営業元 四分村方 一、同 百貫目以下七分営業元 三分村方 一、営業場所 海底深サ予メ十三口 (欠損) [区域ヲ] 立、地元裸海士 [不及] 場所ニテ営業仕、決シテ従前海士稼の者ニ故障不仕事、一、一日取揚高ノ様子見テ、生鮑ニテ不残村方エ差出候約定之事、一、日々取揚高ニ応シ、前分合ヲ以テ、御村方エ生鮑ニテ相渡シ可申事、一、営業期限之義者、旧曆五月二十五日ヨリ、来ル八月三十日限り休業可致事、但、時宜ニ寄り期限ヲ伸縮スル事アルヘシ、右之件、双方定約行届候上ハ、違約無之様堅ク守リ可申、依テ為取換書証如件、明治十八年七月四日 安房郡根本村 森惣左衛門 朝夷郡千田村惣代人 平野平右衛門殿」とある。

ここから根本村の森惣左衛門は潜水器械船を所有し採鮑業をおこなっていた人物であり、近村の鮑漁場では村関係者と「定約書」を交わしながら営業していたことがわかる。朝夷郡の千田村では惣代人平野平右衛門と約定書を取り交わしているが、後に仲治郎の養父となった人物であり、この頃より森一族と繋がりがあった。

また、惣左衛門のことは清水屋誠次郎から小谷清三郎宛の8月4日付書簡【236】のなかに「…惣左衛門殿器械、貴地ニ罷在候得者、損料金ヲ荷物及■■■共、右干鮑大至急御通送被下度候、実ニ先方より毎日之如催促ニ被及候ニ付、甚タ迷惑仕候…」とある。後述する夷隅郡中魚落郷小浜の「器械根」の採鮑漁に惣左衛門器械船は関わっており、その潜水器械船を移動しながら採鮑漁をおこなっていた。夷隅郡興津村の源五良新や宅にいた惣左衛門から清三郎に宛てた1月1日付書簡【241】があり、「…下拙共勝浦江参り候得ば、秦様国元へ参り候ニ付、金円用弁ニ相成不申候…秦殿帰宅相成候哉、帰宅次第右商法之咄し申入候…御姉様へもよろしく御礼申上候…」とあり、興津村を拠点に勝浦など夷隅地区を移動しながら操業していることがわかる。なお、惣左衛門はたよを「御姉様」、清三郎を「金沢や兄様」といっているのも、もしかすると清三郎の実弟ではないかと推察したい。

1910（明治43）年の7月1日付書簡【343】では「…父ヨリの書面差出不申候ニ付、不悪御承知被下度候、先ハ当用迄、早々 森惣左衛門代栄蔵 外一同 金沢や御一同様」と書かれ、森惣左衛門の後継ぎは栄蔵とわかる。東京で商店を営業していた森栄蔵と金澤屋清三郎一家との繋がりは深く、様々なやり取りがおこなわれていた。森栄蔵は清三郎が父親の兄であったので「伯父様」と呼ぶ書簡も多い。

根本西墓地の森儀平家の墓碑では、森儀平が1838（天保9）年生まれで1899（明治32）年9月12日に61歳亡くなっている。「森空之輔」という人物名も見られるので、前述した里見氏の関係者に「森務吉 長尾村根本の人なり。祖先森空之助義祐と稱し。先代を儀兵衛と云。…」という家であることがわかる。

そして、同じ墓地には森惣右衛門とともに増田萬吉から潜水器械による採鮑業を根本に導入した「森精吉郎」の墓碑がある。精吉郎の屋号は「木村屋」と呼ばれ、「木邨」という屋号の墓石には「継父初代木村屋本多長次郎（実子本多長九郎 明治19年2月1日没）と初代木村精吉郎実母キイ（明治19年2月28日没）」と刻まれている。同じ並びにある基礎に「木村屋」と屋号が刻まれ明治13年6月15日に建立された「森 本多 内田 三姓各精霊」という不思議な墓石がある。初代木村精吉郎と森精吉郎とのつながりはこの不思議な墓石の意味することに関係あるかもしれない。墓碑の森精吉郎は1846（弘化3）年生まれで1899（明治32）年5月11日に53歳で亡くなっている。妻よしは1912（明治45）年に54才で亡くなっている。

『長尾村誌』によると、精吉郎は根本小学校を開設した明治7年に授業生として算術を教えたようだが、いつまで教員であったか不詳になっている。明治28年から亡くなる32年まで村会議員であり、明治29年から亡くなるまで根本の学務委員も務めていた。後述する夷隅郡中魚落郷小浜の「器械根」での操業では、濱野吉郎から森精吉郎宛てに出した9月18日付書簡【109】があり、「…御約束之金子、採鮑営業仕舞之際御送金可申上処、何分潤金難相成候ニ付、意外之日延ヲ致、如何ニモ貴君へ対シ恐縮千万ニ存候…」と、採鮑営業の利潤があまりないので送金を延期してほしいとの内容である。また、『水産調査報告（第四巻）第貳冊』（水産調査所 明治29年）の「あわび研究第二報」には、「焼ケ磯又焼ケ根」が起った時期、根本での鮑状況を調査している。このなかに明治28年10月に根本の採鮑営業人森精吉郎らは、鮑が激減したので千葉県当局に特別に採鮑期間を延期してほしいとの要望書を出したとあり、村の鮑漁のために精吉郎はまとめ役になっている。